

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人育泉福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育泉福祉会（以下法人という。）の定款第10条に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償は、次のとおり支給する。

- ①理事会への出席
- ②評議委員会への出席
- ③評議員選任解任委員会への出席
- ④研修会、講習会への出席
- ⑤監事監査を行うとき
- ⑥理事長が理事会、評議委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のため業務を行うとき。
- ⑦前各号のほか、理事長が必要と認めるもの

2 法人の運営する施設職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない

(費用弁償)

第3条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。

- ①理事会へ出席のための交通費
- ②評議委員会へ出席のための交通費
- ③評議委員選任解任委員会へ出席のための交通費
- ④監事が監査を行うための交通費
- ⑤研修会、講習会へ参加のための交通費
- ⑥理事長が理事会、評議委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のため業務を行うとき
- ⑦前各号のほか、理事長が必要と認めるもの

2 前項の⑤については、本法人の旅費規程による

(報酬額の決定)

第4条 評議委員会には、定款第8条に定める金額の範囲で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間 810,000 円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間 360,000 円以内とする。
- 4 第 2 条、第 3 条に対して支給する報酬等日額は、別表 1 のとおりとする。

附則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 3 年 1 2 月 1 日一部改正する。

この規程は、平成 2 9 年 7 月 1 日一部改正する。

この規程は、令和元年 9 月 3 0 日改正し、平成 3 1 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1 役員等の報酬、費用の弁償額

| 規 程 | 支給金額 | 備 考 |
|----------------|---------|-----|
| 第 2 条に定める役員報酬 | 7,000 円 | 日額 |
| 第 3 条に定める費用の弁償 | 3,000 円 | 日額 |